

**新興国法制部会報告要旨**  
**人権侵害への関与と企業の法的責任**  
**報告者：名古屋商科大学ビジネススクール 阿部博友**

21世紀は「人権の世紀」と言われ、人権に関する国際的な取り組みが進展している。基本的人権を尊重することはビジネスにおいても最も重要な課題と認識されつつあり、人権デューディリジェンスの実施とその結果の公表も法制化の動きがみられる。一方でビジネスにおける人権課題への対応は現在のところ企業の社会的責任や倫理的な行動準則のレベルで議論され、企業が人権課題に関与した場合の法的責任については見通しが立っていない。

本報告は人権課題に関わった企業の法的責任についての検討を行うものであり、以下の要領で報告する。

1. はじめに
2. 問題提起
3. Yahoo 中国事件
4. 外国人不法行為請求権法(1789年)について
5. Nestle USA 事件
6. まとめ

本報告の主題であるアメリカ外国人不法行為請求権法は1789年に制定された Judiciary Act であり、慣習国際法またはアメリカの条約に違反する不法行為についてアメリカ市民のみならず外国人が提起する民事訴訟についても original jurisdiction をアメリカ連邦裁判所に付与する内容である。

同法は、訳2世紀の間ほとんど活用されることはなかったが、1980年代から、外国人不法行為請求法が、国際人権侵害に対する個人に対する訴訟の根拠として使用され、1990年代半ばから、人権侵害への共犯や環境犯罪についての企業責任の追及に活用されている。

たとえばYahoo 中国は中国の法令に従い、人権活動家の Yahoo email account を当局に提出したが、それが証拠として活用されて活動家は拘束され裁判を経て国家機密漏洩罪により10年の実刑判決を受けた。こうした被害者はアメリカで外国人不法行為請求権法に基づく損害賠償請求を提起している。

こうした新興国における人権課題に関与した企業がアメリカにおいてどのような訴訟を受けるリスクがあるのかを見極めつつ、外国人不法行為請求権法の判例の推移を概観する。それによって同法の課題と可能性を見極めつつ、日本法への示唆についても検討を試みたい。

【新興国法制部会からアメリカ判例研究会のお知らせ】

新興国法制部会では人権とビジネスの視点から「外国人不法行為請求権法」に関連する下記の一連のアメリカ判例の研究会をオンラインで実施する予定です(隔月で開催予定)。判例研究への参加を希望される会員の方は阿部までご連絡ください。

(判例一覧)

Filartiga v. Pena-Irala [630 F.2d 876 (1980)] →2022年5月10日 IBL 原稿提出

Doe v. Unocal (1996) [395 F.3d 932 (9th Cir. 2002)]

Sosa v. Alvarez-Machain [542 U.S. 692, 720 (2004)]→2022年8月10日 IBL 原稿提出

Wang Xiaoning v. Yahoo! (2007) [和解]

Bowoto v. Chevron Corp.[2008]

Sinaltrainal v. Coca-Cola Company [578 F.3d 1252 (11th Cir. 2009)]

Presbyterian Church of Sudan v. Talisman Energy, Inc. [October 2, 2009, the Court of Appeals for the Second Circuit]

Sarei v. Rio Tinto (2010)

Kpadeh v. Emmanuel [No. 09-20050-civ (S.D. Fla. Feb. 5, 2010)]

Kiobel v. Royal Dutch Petroleum [569 U.S. 108 (2013)]→2022年11月9日 IBL 原稿提出

Jesner v. Arab Bank, PLC (2018)

Nestlé USA, Inc. v. Doe (2021)

#### 【執筆要領】

アメリカ外国人不法行為請求権法の判例研究 9,000字以内

1. 事実関係
2. 判決・理由
3. 判例評釈 (外国人不法行為請求権法との関係において・判決の意義・位置付け)

以上